

平成18年（2006年）第4回市議会定例会
議員提出議案説明要旨（18. 12. 8）

ただいま議題となりました議員提出議案第2号から第10号までの以上9件につきまして、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

説明に当たり、議案提出に至るまでの経緯を若干申し上げます。

平成17年10月17日、議会運営に関する問題点の解決を図るとともに、これからの議会のあり方について検討を行うことを目的に、議長の諮問機関として、第2次議会制度検討会が設置されました。

検討を進めるに際し、議員および管理職員から議会運営に対する意見、要望および提案等を募集したところ、100件を超える意見等が寄せられました。これらの意見と議会活性化推進委員会および前回の議会制度検討会からの持ち越し事項並びに議会IT化運営協議会からの付託事項を検討事項として延べ15回にわたり検討会を開催し、精力的に検討を行いました。その結果、議長に対し3次にわたる答申を行いました。

今回議員提案で提出しました9本の議案の内容は、いずれもこの答申に基づいております。

今回の提出議案の概要を申し上げますと、議会の議決すべき事件に関する条例中改正については、基本計画等の策定、都市宣言の制定および姉妹都市の提携等を議決事件に加えます。

横須賀市議会会議条例中改正については、議員定数を2名削減し、43名とします。

横須賀市議会会議規則中改正については、委員会に議案提出権を付与します。

横須賀市議会委員会条例中改正については、委員会委員の選任および変更は、議会運営委員会の議決を経て、議長が指名することとします。

横須賀市議会委員会規則中改正については、議会運営委員および特別委員の辞任は議長の承認を得ることとします。

市長の専決処分事項に関する条例改正については、法令の改正または廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項または用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該法令の題名、条項または用語に係る規定を改正することを専決処分することができることとします。

議会議員の報酬等に関する条例中改正については、議員が月の中途においてその職についたときまたは離れたときは、日割計算によって報酬を支給することとします。

議会の議決に付すべき契約に関する条例中改正については、議会の議決に付さなければならない契約の予定価格を2億5,000万円以上から2億円以上に引き下げます。

財産条例中改正については、議会の議決に付さなければならない財産の取得等の予定価格を8,000万円以上から4,000万円以上に引き下げます。

以上が提出議案の概要であります。この9本の議案を御議決いただいた暁には、議会に関する条例関係については平成19年5月2日から、その他の条例については同じく4月1日からそれぞれ施行の運びとなります。

議員の皆様におかれては、以上9本の提出議案に御賛同賜りますようお願い申し上げますとともに、改選後の新しい議会が、この新しい条例・規則のもと、より開かれた議会、さらに市民に信頼され充実した議会となることを期待しつつ、提案説明を終わります。